

預金口座振替について

1. 当行にいわぎんデビットカード SakuSaku!の利用にかかる利用料金および年会費、諸手数料、諸費用等の支払いの請求が送達されたときは、お客さまに通知することなく、請求金額を預金口座から引落しのうえ支払います。この場合、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）およびその他諸約定にかかわらず、普通預金通帳、同払戻請求書及びキャッシュカードの提出なしで引落しを行います。
2. 請求日において、請求金額が預金口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、お客さまに通知することなく、請求日以降預金口座残高が請求金額をこえた際に、引落しを行います。
3. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切責任を負いません。

(2019年8月19日現在)